

特定技能制度における 自動車運送業分野の概要等

令和6年10月

国土交通省物流・自動車局 旅客課

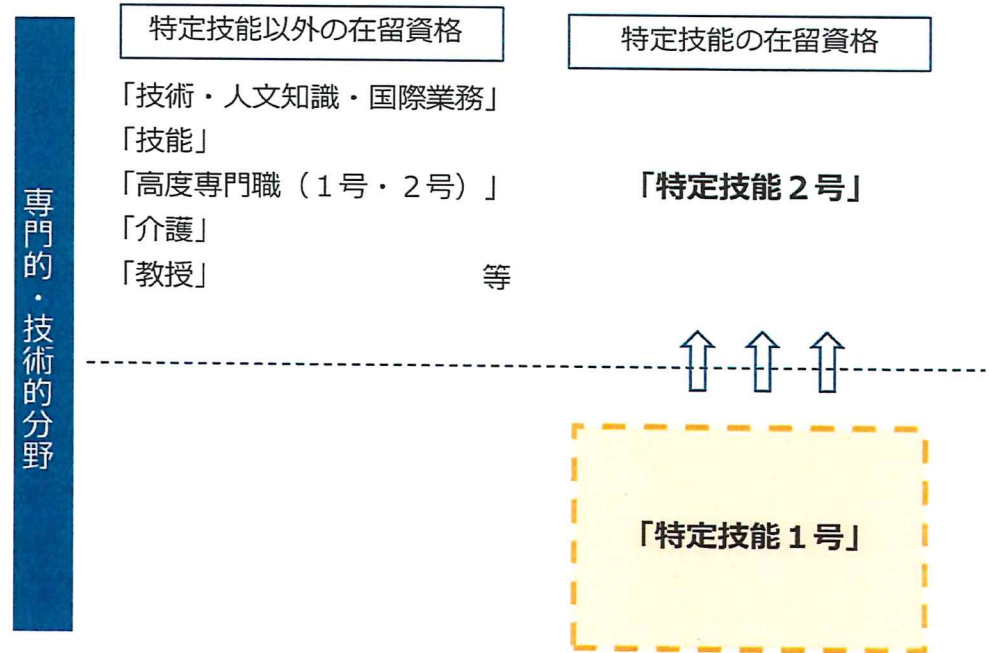
- 深刻化する**人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設。（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験**を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：245,784人（令和6年5月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：98人（令和6年5月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**工業製品製造業**、**建設**、**造船・船用工業**、**自動車整備**、**航空**、**宿泊**、**農業**、**漁業**、**飲食品製造業**、**外食業**、**自動車運送業**、**鉄道**、**林業**、**木材産業**
 （赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は令和6年3月末の閣議決定により特定技能1号に追加。）

特定技能2号のポイント	
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

特定技能1号のポイント	
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要

- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野（バス、タクシー及びトラック運転者）について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定（令和6年3月29日）。
- 特定技能外国人の受入れに向けて、特定技能評価試験の実施に係る準備等を関係団体等と連携して進める。

	トラック	バス	タクシー
・受入れ見込数	2. 45万人(総計)		
・主な業務内容	①運行業務 ②荷役業務	①運行業務 ②接客業務	
・技能水準	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)
※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転者及びタクシー運転者については1年・更新不可、トラック運転者については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は各業界団体及び実施者である(一財)日本海事協会において準備。			
・日本語能力	・日本語能力試験N4 又は ・日本語基礎テスト 合格	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」 又は 「Gマーク制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等

- 外国人運転者は、運行や接遇に関する業務を**日本人運転者同等**に実施可能か、**特定技能評価試験（日本語で実施※）**でその水準を確認。 ※ 2種免許学科試験に準拠した内容については現地語を併記
- また、**入国前に特定技能評価試験・日本語能力試験の合格等の要件**を満たして入国した後は、**外免切替手続等**が必要となることから、当該手続に要する期間（**最大12か月**）は、**在留資格「特定活動」**により在留。

【特定技能評価試験について】

<入国前>

特定技能評価試験 (日本語で実施※)	内容
運行業務に関する試験 <small>※ 2種免許学科試験に準拠した内容については現地語を併記</small>	運行前後の車両点検、安全な旅客の輸送、事故発生時の対応、交通ルール 等
接遇業務に関する試験	高齢者や車いす乗客への対応 等

※日本語能力試験の水準は**N3**とする



運行前後の点検



運行中の対応

【外免切替手続等に要する期間について】

<入国後>

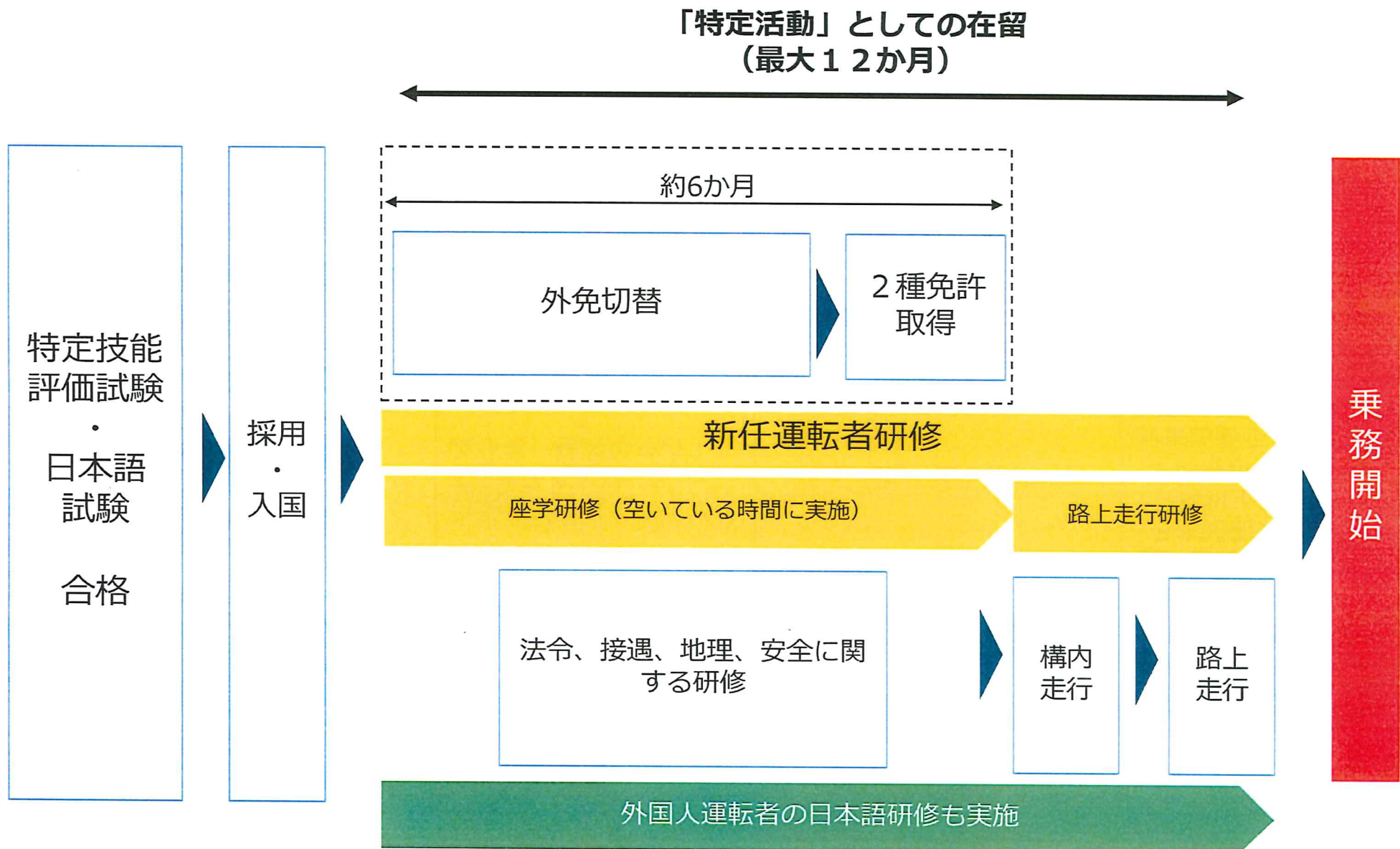
特定活動

- 法務大臣が個々の外国人について特に活動を指定する在留資格
- **特定技能評価試験・日本語能力試験の合格等の要件を満たして入国した外国人が、入国後に外免切替、2種免許取得、新任運転者研修を修了するための期間**
- 在留期間：12か月（更新不可）

特定技能1号

- 在留期間：5年（通算）

タクシー運転者としての乗務開始までのプロセス



分野別運用方針・運用要領(1)

業務区分・技能試験・日本語試験

業務区分	業務内容※	技能試験等		日本語試験
		試験区分	実施主体	
トラック 運送業	事業用自動車(トラック)の運転、運転に付随する業務全般	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)及び第一種運転免許	一般財団法人日本海事協会	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金日本語基礎テスト ・日本語能力試験(N4以上) ・そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの
タクシー 運送業	事業用自動車(タクシー)の運転、運転に付随する業務全般	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(タクシー)及び第二種運転免許	一般財団法人日本海事協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験(N3以上) ・そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの
バス運 送業	事業用自動車(バス)の運転、運転に付随する業務全般	自動車運送業分野特定技能1号評価試験(バス)及び第二種運転免許	一般財団法人日本海事協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験(N3以上) ・そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの

※これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない

受入れ見込み数

最大24,500人(2028年度まで) ※自動車運送業分野全体

特定技能所属機関(外国人受入れ企業)に特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「自動車運送業分野特定技能協議会」の構成員になること。
- ② 特定技能所属機関は、協議会に対し必要な協力を行うこと。
- ③ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は安全性優良事業所を有する者であること。
- ⑥ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。等

特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

自動車運送業分野特定技能協議会

目的

協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関(外国人材受入れ企業等)が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図り有用な情報を共有すること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

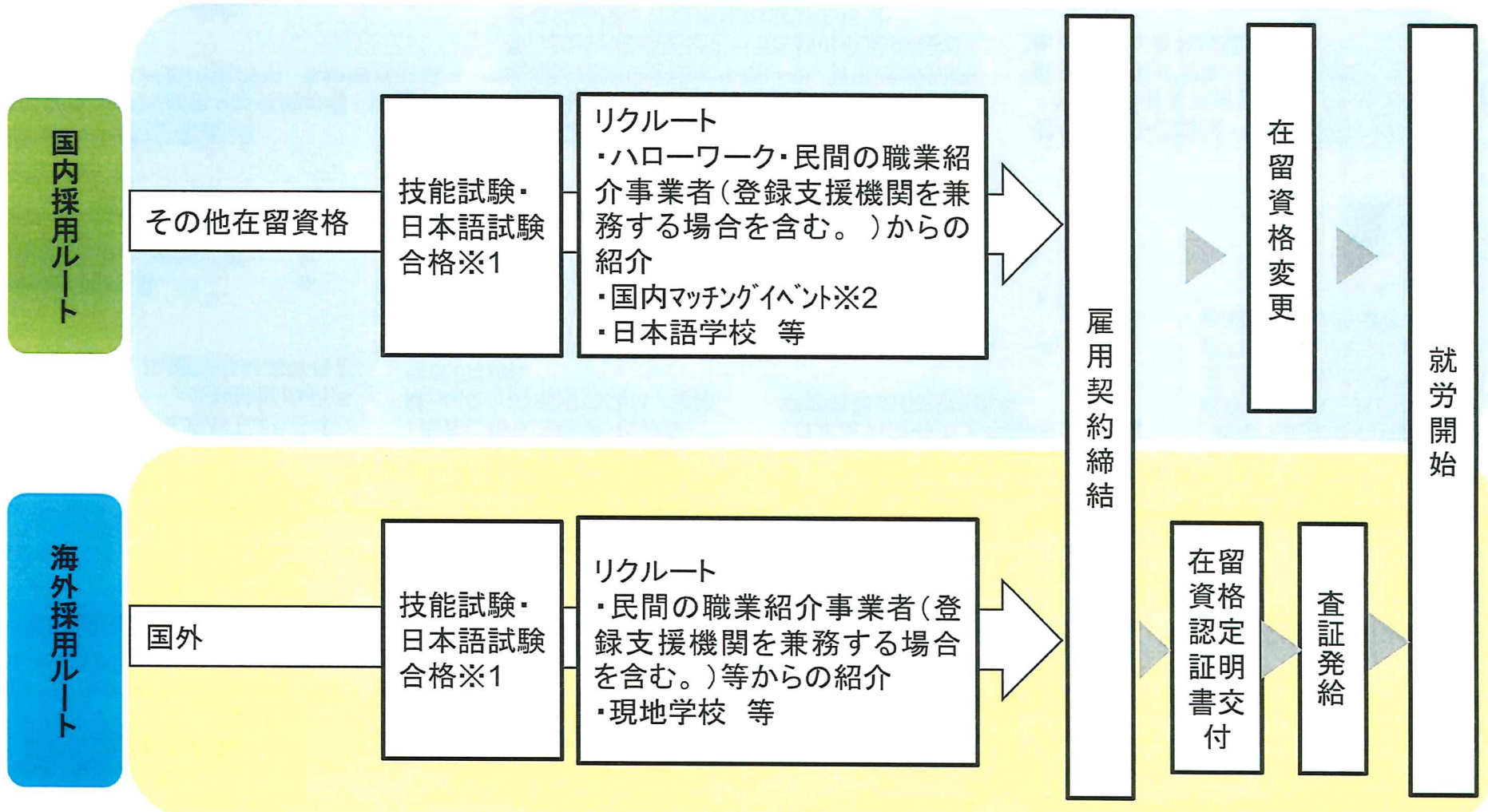
構成員

- ・有識者
- ・特定技能所属機関(外国人材受入れ企業等)
- ・登録支援機関
- ・業界団体等
- ・試験実施機関
- ・関係省庁

活動内容

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ⑥ 交通安全の確保と円滑な運転免許取得に向けた対応

特定技能外国人就労開始までの主なフロー(イメージ)



※1 技能試験・日本語試験合格はリクルート後でも可

※2 出入国在留管理庁では、国内在住外国人を対象とした無料の対面型企業説明会及びオンラインマッチングイベントを開催している。

特定技能外国人への義務的支援

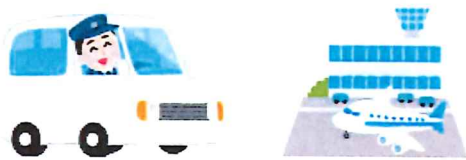
①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



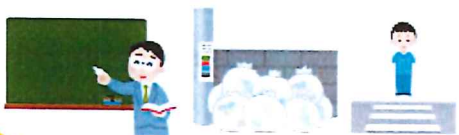
③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



(参考) 日本語能力試験 (概要)

実施主体

公益財団法人日本国際教育支援協会 (国内)、独立行政法人国際交流基金 (海外)

対象

日本語を母語としない者

目的

日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。 ※昭和59年より実施

試験実施

年2回、全国47都道府県、海外84の国・地域の247都市

受験料

7,500円(税込)

受験実績

(令和5年度第2回/国内)

レベル	N1	N2	N3	N4	N5	合計
応募者数	51,813	73,583	79,448	49,004	4,553	258,401
受験者数	45,050	67,033	74,573	45,891	4,000	236,547
認定者数	12,514	22,596	23,827	15,130	2,236	76,303
認定率	27.8%	33.7%	32.0%	33.0%	55.9%	32.3%

試験内容

難

易

レベル	試験科目<試験時間>		
N1	言語知識 (文字・語彙・文法) ・読解 <110分>		聴解 <55分>
N2	言語知識 (文字・語彙・文法) ・読解 <105分>		聴解 <50分>
N3	言語知識 (文字・語彙) <30分>	言語知識 (文法) ・読解 <70分>	聴解 <40分>
N4	言語知識 (文字・語彙) <25分>	言語知識 (文法) ・読解 <55分>	聴解 <35分>
N5	言語知識 (文字・語彙) <20分>	言語知識 (文法) ・読解 <40分>	聴解 <30分>

日本語能力試験 各レベルの目安

	認定の目安	Can-Doの例*
N1	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる</p> <p>【読む】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。</p> <p>【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・論説記事（例：新聞の社説など）を読んで、主張・意見や論理展開が理解できる。 ・関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べることができる。
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。 ・最近読んだ本や見た映画のだいたいストーリーを書くことができる。
N3	<p>日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる ・店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を説明したりすることができる
N4	<p>基本的な日本語を、理解することができる</p> <p>【読む】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な話題（例：趣味、食べ物、週末の予定）についての会話がだいたい理解できる。
N5	<p>基本的な日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる（例：「いい天気ですね」など）

<日本語能力試験の活用例>

- ・専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足りる日本語能力【N1又はN2程度】
- ・日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与【N1及びN2】
- ・EPAに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定：ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】
- ・在留資格の日本語能力：日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】
- ・厚生労働省所管の国家試験（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の受験資格認定【N1】
- ・中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】
- ・日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。

*「日本語能力試験合格者と専門家の評価によるレベル別Can-Doリスト-わたしが日本語でできること-」（国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会）より一部抜粋

案

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

特定技能 1号新任運転者研修効果測定の基準と

修了確認証の申請、発行手順

- 1 事業者において、日本人同様に国土交通省作成の「自動車運送業事業者が事業用運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を基本に必要な新任運転者研修を行う。
- 2 研修を実施したのちに、事業者は別添チェックリストにチェックした申請用チェックリストを全タク連労務課あてにメール添付・FAX または郵送にて提出する。
- 3 労務課において、チェックリストを確認し、問題なければ、別添「特定技能 1号候補新任運転者研修終了確認証書」を発行して、メール等で交付する。
- 4 労務課において、交付台帳を作成し、関係書類を管理・保存する。

申請用チェックリスト(案)

研修を受けた者の氏名

外国人新任運転者研修の効果測定

外国人新任運転者に対する指導教育		チェック
I. タクシーを運転する心構え		
1	タクシー事業の公共性と重要性	
2	タクシー事故の社会的影響	
3	タクシー運転者の使命	
II. タクシーの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと		
1	タクシー運行の業務に係る法令	
2	義務を果たさない場合の影響の把握	
III. タクシーの構造上の特性と日常点検の方法		
1	タクシーの特性に合わせた運転	
2	LPG自動車の取扱い	
3	日常点検の方法	
4	営業区域、適正な運賃・料金の收受、運賃メーター等に関する知識及び顧客に対する説明能力の習得	
IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項		
1	走行中における乗客の安全確保	
2	シートベルト着用による乗客の安全確保	
V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項		
1	安全を確保した乗降	
2	高齢者・障害者の乗降時の安全の確保	
VI. 営業区域における道路及び交通の状況		
1	営業区域の主要施設の名称・位置、幹線道路の名称・区間等の基本的な地理知識の習得	
2	情報に基づく安全運行のための留意点	
3	旅客運送する頻度が高い区間における一般的な最短経路及び渋滞時の迂回経路の習得	
4	右折禁止箇所、駐車禁止箇所、一方通行道路等の主な交通規制の習得	
5	主要なターミナル、集客施設における入構及び待機方法の習得	
6	バリアフリー対応の旅客接遇の習得	
VII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法		
1	危険予測運転の必要性	
2	危険予測のポイント	
3	危険予知訓練	

	4	指差呼称及び安全呼称	
	5	緊急時における適切な対応	
	6	路上故障発生時における危険回避及び応急的対応の習得	
VIII. 運転者の運転適性に応じた安全運転			
	1	適性診断の必要性	
	2	適性診断結果の活用方法	
	3	適性診断の実施	
IX. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法			
	1	交通事故の生理的・心理的要因	
	2	過労運転防止のための留意点	
	3	飲酒運転防止のための留意点	
	4	ヒューマンエラーを防ぐために	
X. 健康管理の重要性			
	1	健康起因の事故と健康管理の必要性	
	2	健康管理のポイント	
XI. 安全性の向上を図るための装置を備えるタクシーの適切な運転方法			
	1	運転支援装置に係る事故の事例	
	2	運転支援装置の性能及び留意点	
XII. 安全運転の実技			
	1	同乗指導(基礎的)	
	2	同乗指導(総合的かつ実務的)	
XIII. その他			
	1	就業規則・社内規則等	
XIV. タクシー運転者登録(1または2のいずれか)			
	1	認定講習を受講・修了した	
	2	指定地域の場合、認定講習の受講・修了に加えて「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」に合格した	

上記全ての項目について指導教育を実施し、知識及び技能として修得させていることに相違ありません。

事業者名

代表者名

®

住所